個人情報保護委員会（第 354 回）議事概要

１　日　時：令和８年４月１日（水）13:00～
２　場　所：個人情報保護委員会　委員会室
３　出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
　　小笠原委員、宍戸委員、新保委員、藤井委員
　　佐脇事務局長、小川審議官、津村審議官、戸梶総務課長、
　　香月参事官、日置参事官、片岡参事官、安蒜参事官
４　議事の概要
（１）議題１：個人情報保護委員会の国際戦略（案）について
　事務局から、資料に基づき説明を行った。
　木田委員から「委員会の中長期的な国際戦略として、３本の柱を主要な取組分野とすることについて、ＤＦＦＴ（信頼性のある自由なデータ流通）という政府全体の推進策とも整合的であり賛成する。その上で、【柱１】の越境データ移転ツールの整備や普及促進については、民間のニーズに合致しているかを継続的に検討すべきではないか」という旨の発言があった。
　これに対し、事務局から「これまで委員会は、ＤＦＦＴの推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転することを支援し、また、事業者がそのニーズ等に応じて複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進してきた。具体的には、ＥＵ及び英国間での相互認証の枠組みや、グローバルＣＢＰＲシステムを始めとする企業認証制度等の整備に取り組んでいる。事業者のニーズの把握については、ニーズ調査の実施が一つの有効な手法と考えられることから、2022 年 11 月から 12 月の間には、日本経済団体連合会加盟企業及び新経済連盟加盟企業を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を公表するとともに、アンケート調査の結果を政策立案の参考として活用してきたところである。事業者のニーズの把握は、委員会の政策立案の観点から有意義であり、引き続きこうした取組を検討してまいりたい」旨の発言があった。
　これに対し、木田委員から「承知した。国際的な企業認証を得る取組等については、民間の理解が不可欠だと思うので、一層の意見交換を進めていただくとともに、一例として、企業グループ内でのデータ移転の円滑化に資する取組も検討していただきたい」旨の発言があった。
　新保委員から「越境データ移転、国際的な協力、そして、国際動向の把握等は、いずれも極めて重要な施策である。我が国の個人情報保護への取組を更に発展させるとともに、国際的なプレゼンスを発揮する上で重要な戦略と認識している。
　最近の動向として、越境データ移転環境が大きく変わりつつある。クラウドプラットフォームにおける国境を越えた流通のみならず、大規模ＡＩモ

デルによる膨大な個人データの学習がなされている。
　今後は、大規模ＡＩモデルの活用によって、学習データの対象となる個人データの取扱いが非常に重要な課題となる。同時に、こどもやぜい弱な主体に対する特別な配慮が必要であるという問題がある。また、データ侵害、セキュリティブリッジ、サイバーセキュリティ、インシデント通知、重要インフラ保護との関係においても、国際的な取組が極めて重要である。
　相互運用性に関して、様々な海外プラットフォーム事業者のシングルサインオン等のログイン環境を使っているが、国際的なＩＴ連携において、デジタル・アイデンティティと認証の問題に関して、相互運用性をより高めていくことと、委員会としての法執行を実施することが重要である。以上を踏まえ、国際戦略についても、積極的に進めていただきたい」旨の発言があった。
　宍戸委員から「国際戦略の案に賛成する。単年度では、適切に評価、示すことができない委員会の対外的な取組についての方針を、明確に示した文章と認識している。委員会の活動は、半期又は年度ごとに一定の取組状況を公表しているが、国際戦略に従った取組も、一定の単位で分かりやすく、委員会がどう目標を立て、どう達成できているか、又は達成できていない部分があればそれはどこなのかを明確な整理をして点検し、新たな取組に向かっていく体制を組んでいただきたい。
　また、情報発信について、我が国の個人情報保護法制は国際的な制度調和を目指しており、同時に、我が国固有の社会、文化、法制上の考え方から、海外の事業者・機関には簡単には分からない法制上の考え方、規定や仕組みがあるだろうと思われ、法改正や規則・ガイドラインの改正があるときは、分かりやすく継続的に発信することを心掛けていただきたい」旨の発言があった。
　手塚委員長から「委員会の国際協力業務は、単年度ごとの取組を積み重ねるだけで成果が得られるものではなく、日ＥＵ・日英間の相互認証枠組みの拡大や、グローバル越境プライバシールールシステムの普及促進のように、相手国当局等への継続的かつ粘り強い働きかけが不可欠である。こうした中で、本国際戦略の案は、委員会の国際協力業務の特性を的確に捉えた内容と評価できる。
　また、中長期的視点から様々な施策の意義や関係を整理し、年次の活動方針と役割分担を明確にした点は適切であり、国際的な協力関係の深化と、かつ、着実な成果の達成につながるものと期待される。事務局は、引き続き、この国際戦略を今後目指していくべき重要な指針の一つとして、国際協力業務への取組に尽力されたい」旨の発言があった。
　原案のとおり、決定することとなった。

（２）議題２：令和８年度個人情報保護委員会活動方針（案）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「令和８年度活動方針の策定においては、様々な工夫をしていただいた。活動方針・年次報告・行政事業レビューの関係、すなわち委員会活動のＰＤＣＡがより明確になり、国民にとっても、当委員会がどのような事業に注力して、どのように成果を上げるかという説明が充実したものと評価している。これをベースラインとして、今後も開示の充実に取り組んでいただきたい。

各部署においても、活動方針には数値目標までは記載していないまでも、具体的な数値目標を念頭に置いて、それらの達成度についてのモニタリングと、達成手段を改善していく努力を続けていただきたい」旨の発言があった。

藤井委員から「「個人情報の保護に関する基本方針」の中に示されているように、最近のＡＩ等のデジタル技術の進展は、そのスピードが極めて上がってきている。法律の部分では、３年ごとで見直すということかもしれないが、他に委員会としてデジタルの進展のスピードに付いていけるような活動を行っていくという内容が、この活動方針の中に含まれていると考えてよいのか」という旨の発言があった。

これに対し、戸梶総務課長から「技術革新が日々加速している状況を踏まえ、新たな時代の潮流、課題に対処していくことも十分意識して作成している」旨の発言があった。

新保委員から「包括的・総合的に、重要な課題を網羅していると考えられる。具体的な取組については、案のとおり進めていただきたい。

活動方針において、ＤＸの推進に関する取組について、制度、業務、システムにおける最適化、業務の付加価値生産性及び持続性の向上を図る中で、ＰＰＣ質問チャットの充実といった内容が記載されているが、外部では生成ＡＩ等の新しい技術が活用されている状況を鑑みると、まだ物足りない印象がある。

ＡＩを始めとする技術については、飛躍的に技術開発が進んでおり、業務の効率性向上、さらに、網羅的かつ悉皆的な情報の確認・管理・分析といったことができるようになっているので、ＤＸの推進について、委員会として今後更に積極的に進めていただきたい」旨の発言があった。

宍戸委員から「社会・技術の変化に対応した新たなデータ利活用の機会の創出、それに向けた法制全体の理解の深化・見直しという点は、委員会の組織理念にも通じるが、私も出席している「個人情報保護政策に関する懇談会」においても、技術の動向などを学び、委員会の業務に反映をさせていただいている。今回の方針の中で、行政機関等における利活用の取組に係る実態把

握調査を行うと明記されているが、基本的な公的分野における法の執行等に加えて、より広い観点から実態把握の調査をし、必要な行政ＤＸ等の取組に委員会として対応していくということは、今年度の取組として特に重要なことであると考え、賛成する。

また、当委員会は、専門性及び独立性の高い機関であると同時に、デジタル社会の基礎となる情報の取扱いに関し、広範な主体に対し、監視・監督の権限を有する極めて強力な機関である。そのような中、委員会の権限行使・活動を、過小でも過剰でもない適正なものとし、対外的にも独善的あるいは非力な機関だとみなされないようにすることにより、個人情報保護制度の司令塔としての役割を果たしていくことが、極めて重要であると考えている。

委員会として、この１年間、どのような活動を進めていくのかということを、前年度の取組を踏まえ方向性を示し、半期あるいは年度ごとに到達点を評価する。そのような姿勢を明確にすることによって、当委員会が自律的・自主的に活動を行いつつ、対外的に説明責任を果たし、外部から評価を受けることにより、活動を適正なものにし、理解を高めていくという意味で、重要な一歩であると思う」旨の発言があった。

藤村委員から「前年度の取組の振返りと、新年度の方針が、従来以上に明確になり、社会に伝わりやすい工夫をしたものと認識している。令和８年度は、個情法の３年ごと見直し、また、ＡＩを始めとする各技術の変革が社会に大きなインパクトを与えることが引き続き予想される。

活動方針においても、３年ごと見直しにおける制度の切替えを迎えるに当たり、当委員会のサポートデスクを始めとする窓口の相談対応や研修、広報活動を実施する旨記載されているが、これらの取組がより重要になると予想できる。今回の取組方針を基本としつつ、社会が新たに受けるインパクトや変革に応じて、臨機応変かつ丁寧な対応を、引き続き進めていただきたい」旨の発言があった。

手塚委員長から「近年、生成ＡＩを含む新たな技術が発展し、個人情報を取り巻く環境変化が急速に進む中で、個人の権利利益を保護するとともに、社会や個人からの信頼に基づくデータの利活用を確保することが強く求められていると思う。こうした国内外における個人情報を取り巻く環境の変化を的確に捉え、個人情報の適正な取扱いの確保を図るということが、委員会の任務・責務であると思う。国民の皆様の期待や信頼に応えていく、そして、我が国の文化や社会制度に根ざした個人情報保護法制、我々がこれを改めてきっちりと認識し、創生していくということが、非常に重要であると思う。そうした観点から、令和７年度の各取組を確実に進めてきたと、私も昨年５月に着任してから感じている。

今回は、令和８年度、それを更に発展させるということで、今の資料の説

明があった。事務局の皆様の御尽力でここまでしっかりとした資料を作り上げてくれたということについて、委員会構成員の一人として感謝申し上げる。

令和８年度は、大きく四つほどのテーマがある。

一つは、「いわゆる３年ごと見直し規定に基づく対応」である。これについては、今まさに国会に法律案を提出する段階まで着実に来たと思うので、これをしっかりと進めていくことと併せて、より幅広く個人情報保護政策全般の検討に資する「個人情報保護政策に関する懇談会」を両輪の形で進めていくことが、非常に重要であると考える。

監視・監督活動については、何社かの大きな漏えい等事案が生じている。これらに対しても、現在、的確に対応していると思うが、こうした対応は、当委員会でしかできないことであり、しっかりと進めていく。個人情報保護法とマイナンバー法の執行機関としてしっかりと対応し、四半期ごとにその状況を公表し、国民の皆様に理解していただくことが重要である。

国際関係については、本日決定した「個人情報保護委員会の国際戦略」をしっかりと進めていくということで、新たに大きな柱が一つ打ち立てられたと強く思うところであり、期待している。

くわえて、情報発信については、当委員会のウェブサイト、Ｘ等のＳＮＳを活用した情報発信を行うことで、当委員会の活動状況、透明性を明らかにしていくことが求められており、海外からも見られている。昨年のＧ７や、様々な海外とのディスカッションの中で、日本の当委員会がどのように対応しているのかということに対する一つの回答になると思う。

令和８年度からは、活動方針の構成を変更して、「個人情報の保護に関する基本方針」、「個人情報保護委員会の組織理念」等との関係を明確にするとともに、前年度の取組実績とその振返り、評価等を併せて記載することで、非常にしっかりとした資料となっていると理解している。あわせて、活動方針、年次報告、行政事業レビュー、これらを三位一体で連携させ、「企画立案、実施、評価、改善」のＰＤＣＡサイクルを一層推進していく。

最後に、令和８年度において、当委員会が個人情報保護制度の司令塔であるという自覚をしっかり持って、活動していくということが重要であると思うので、是非皆様と協力して進めていきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

（３）議題３：個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直し（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案について）

事務局から、資料に基づき閣議請議について説明を行った。

手塚委員長から「３月 18 日の委員会後、与党プロセス等、事務局においては所要の調整を進めていただいた。今般、閣議請議を行うことができるこ

ととなり、感謝申し上げる。同日の委員会でも申し上げたとおり、この法案に基づく制度は、個人の権利利益の適切な保護及び国民からの信頼に基づく適正なデータ利活用のために重要なものであることから、引き続き、法案成立まで必要な対応を、事務局において、遺漏なきよう進めていただくようお願いする」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上